

卷之三

(四) 商船學校 (第十五表)

備考 本項に掲する労働員数は一定の標準を表することを得ず遂に掲ぐるは現在の状態を示すものなり

(五、各動物會社の發售目次)

最後に各會期の兼備員は無何なるやう見るに之に關しては第  
一兼備員制度を採用せるものと全然之を置かざるものと  
社外船の一般は殆ど之を置くことなし。而して兼備員制度を置く社船及び其他大會  
社にありても兼備員數には定數無く常に變化しつゝあり左に掲ぐるは其の平均數を探れるものなり。

(六)  
總  
指

會社名		豫備員數	其他下船者員數	合計	會社名	豫備員數	其他下船者員數	合計
新嘉坡會社	馬來西亞	七〇〇	一〇〇	八〇〇	田村	四〇〇	一〇〇	五〇〇
南船會社	四	四	四	八	四	四	四	八
內中華	四	四	四	八	四	四	四	八
合計	二四六	二七〇	四一三	九二九	三二二	一〇〇	一〇〇	三〇〇

以上五項を総合するに陸上技術員として海拔免状受有者の需要は相當の額に達し總計六百九十分に上る。此外海拔免状受有者以外の船員にして海上の経験を根據に陸員として從業する者無きにしも非ずと雖も是等は一般陸員と選ぶ所無きのみならず其數も亦大ならず。